

令和7年度第11回富山市農業委員会総会（月次）議事録

1. 日 時 令和8年2月6日（金）  
午後3時00分～午後4時30分
2. 場 所 富山市役所 東館8階 大会議室
3. 出席委員 23人  
会 長 23番 長谷 幹夫  
会長代理 22番 金田 修一 24番 金木 洋子  
委 員 1番 青山 茂 2番 松本 則幸  
3番 牧野 和吉 4番 各川 豊章  
5番 茂 清志 6番 加藤 輝夫  
7番 国谷 晃 8番 中村 敏  
10番 木下 幸雄 11番 北森 康雄  
12番 坂井 義彦 13番 森川 重光  
14番 北山 久雄 15番 杉林 清則  
16番 熊南 昭浩 17番 山崎 修  
18番 西田 清範 19番 林 作三  
20番 大橋 芳信 21番 山崎 巖
4. 欠席委員 1人 9番 大道 勝則
5. 議題 議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第39号 農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による  
許可申請について  
議案第40号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項  
の規定による農用地利用集積等促進計画について  
報告事項第48号 農地法第3条の3の規定による受理について  
報告事項第49号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告事項第50号 農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6  
号の規定による受理について

## 議 事

事 務 局 本日の月次総会につきましては、大道委員より欠席届があり、出席委員数は23名でございます。

「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定による開催要件、在任委員総数24名の過半数に達していることから、本総会が成立していることをご報告いたします。

議事の進行については、長谷会長にお願いします。

会 長 ただ今より令和7年度第11回富山市農業委員会月次総会を開催します。

会 長 それでは、議事に入ります。  
本日は、議案3件、報告事項3件でございます。  
本日の議事録署名委員を私より指名してよろしいでしょうか。

(委員一同 異議なし)

会 長 それでは、私の方から指名させていただきます。  
10番 木下委員、11番 北森委員両委員にお願いしたいと思います。  
議事に入る前にタブレットに送付してある議案書データをお開きください。  
ご準備はよろしいでしょうか。

会 長 それでは、議案第38号「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局から説明をお願いします。  
なお、4ページの6番から8番については、〇〇委員に関する事項でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、議事参与の制限を受けます。

事 務 局 議案第38号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

議案第38号議案 位置図も併せてご覧ください。

議案書は1ページから7ページまでです。

今回の申請件数は、9件で、申請面積は、18,217.00㎡です。  
許可基準についてですが、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域調和要件について、申請書類においては、各要件を満たしています。

1番は労働力不足のため所有権を移転するものです。申請農地は、

譲受人の母が、利用権設定をして以前から耕作しており、今回、譲り受けるものです。譲受人は、農業指導員や地元の生産組合の方に相談をしながら農業をしていくとのこと。申請農地では、水稻を栽培予定です。

2番は労働力不足のため所有権を移転するものです。譲受人は、申請地が自作地に隣接しており、耕作に便利のため譲り受けるものです。申請農地では、水稻を栽培予定です。

3番は労働力不足のため所有権を移転するものです。譲受人は、以前より申請地を賃借して耕作しており、今回、譲り受けるものです。申請農地では、水稻を栽培予定です。

4番は財産処分のため所有権を移転するものです。譲受人は、申請地が既存農地に近接しており、耕作に便利のため譲り受けるものです。申請農地では水稻を栽培予定です。

5番は労働力不足のため所有権を移転するものです。譲受人は、申請地が自作地に近接しており、耕作に便利のため譲り受けるものです。申請農地では、水稻を栽培予定です。

6番から8番は労働力不足のため所有権を移転するものです。譲受人は、申請地を以前から耕作しており、自作地に隣接しており耕作に便利のため譲り受けるものです。申請農地では、スイカ、きゅうりを栽培予定です。

9番は、労働力不足のため所有権を移転するものです。譲受人は、申請地が既存農地に近接しており、耕作に便利のため譲り受けるものです。申請農地では、大根、白菜、きゃべつなどを栽培予定です。

以上でございます。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、6番から8番を除き、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、6番から8番を除き、申請どおり「許可」することといたします。

会 長 続きます、6番から8番について、審議いたしますので、〇〇委員は退室をお願いします。

それでは、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことですので、3条8番について、申請どおり「許可」することといたします。

〇〇委員は入室をお願いします。

会 長 改めまして、議案第38号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請どおり「許可」することといたします。

会 長 続きます、議案第39号「農地法第4条第1項及び農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 それでは、議案第39号農地法第4条第1項及び農地法第5条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。

議案書は9ページから11ページになります。

まずはじめに、1月総会でご審議いただきました案件については、全件許可となりましたのでご報告いたします。

今回、4条申請が0件、5条申請が3件、合計面積は2,807.00㎡です。位置図も併せてご確認ください。

また、農振除外案件は議案書の備考欄に記載しており、今回は5条申請1番、2番の2件でございます。

議案書の10ページをご覧ください。

5条申請1番は、富山地域山室中部地区において、駐車場敷地を整備する計画でございます。申請地は、10ヘクタール未満の農地の集団規模であります。過去に土地改良事業が実施されている農地であることから、農地区分は「第1種農地」、許可基準は「既存地拡張」を適用しております。

続きます、5条申請2番は、婦中地域宮川地区において、一般住宅を建築する計画でございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模であり、過去に土地改良事業が実施されている農地であることから、農地区分は「第1種農地」、許可基準は「集落接続」を適用しております。

続きまして、5条申請3番は、婦中地域神保地区において、すでに車両置場として使用している申請地を是正し、新たに農機具格納庫敷地を整備する計画でございます。申請地は農用地区域内農地に指定されていることから、農地区分は「農用地区域内農地」、許可基準は「農業用施設」を適用しております。

以上でございます。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

● ● 委員 第38号議案、第39号議案に共通することですので、事務局にご回答いただきたいのですが、今年度の旅費が昨年度より6万2000円増となっているのですが、これはどのような理由なのでしょうか。

何故このようなことを申し上げるかと言いますと、疑問がございまして、私は農業委員の現地調査に係る旅費は実費で支給されるものと認識しており、根拠としては、地方自治法第203条の2、農業委員会等に関する法律第15条、富山市の条例では「富山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」がございまして、ところが、現地調査を行った際に旅費が支給されたことはないということですので、どうなっているのかお尋ねしたいのです。

これは組織の大切な問題ですから、是非事務局長からご回答いただきたいです。

会 長 すみませんが、今は農地法に係る許可についての審議を行っておりますので、そのご質問に対する回答は、後ほど事務局より行っていただくことといたします。

ほかに議案について、ご意見、ご質問等はございますか。

△ △ 委員 5条申請2番について、地図を見ると、転用する場所が田の間の畝の位置に見受けられるのですが？

▲ ▲ 委員 現地調査時、転用する土地が隣地に食い込んでいるという認識はありませんでしたが、確かに地図上は畔の位置に見受けられますね。

会 長 事務局の申請受付時は、どのような話だったのですか？

事務局 隣地より分筆して生じた本土地を、子の住居用地として使用したいということで申請を受け付けております。住宅地図のマーク箇所が少々ずれてしまっているのですが、実際は分筆されており、畔部分に入り込んでいるわけではございません。

△△委員 わかりました。

会長 ほかにご意見、ご質問等がございますか。

会長 特にないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会長 異議なしとのことですので、議案第39号「農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について」は、「許可相当」と意見を付して、市長へ送付することといたします。

会長 続きまして、議案第40号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農地利用集積等促進計画について」、事務局から説明をお願いします。

なお、14ページの16番については、□□委員に関する事項でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項により、議事参与の制限を受けます。

事務局 続きまして、議案第40号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画についてご説明いたします。

議案書のページは、12ページから15ページです。

今回の申請件数は25件あり、設定面積は147,675.11㎡です。

農用地利用集積等促進計画の案件につきましては、すべての農用地の効率的利用、常時従事などの要件を満たしております。

以上でございます。

会長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました農用地利用集積等促進計画について、16番を除き、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会長 特にご意見、ご質問等がないようですので、「意見なし」として農地

中間管理機構に回答することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことですので、16番を除き、「意見なし」として農地中間管理機構に回答することといたします。

会 長 続きまして、16番について、審議いたしますので、□□委員は退室をお願いします。

それでは、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことですので、16番について、「意見なし」として農地中間管理機構に回答することとします

□□委員は入室をお願いします。

会 長 改めまして、議案第40号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農地利用集積等促進計画について」は、「意見なし」として農地中間管理機構に回答いたします

会 長 それでは次に、報告事項に移らせていただきます。

第48号 農地法第3条の3の規定による受理について

第49号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第50号 農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による受理について

を、一括して説明をお願いします。

事 務 局 続きまして、報告事項第48号農地法第3条の3の規定による受理について、ご報告します。議案書は、16ページから25ページです。

今回の受理件数は37件で、全て相続により所有権を取得したものです。

続きまして、報告事項第49号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について、ご報告いたします。

議案書は、26ページから37ページです。

解約件数は47件で、解約面積は149,124.91㎡です。

今回の解約に関連する議案及び解約理由は、備考欄記載のとおりです。

続きまして、報告事項第50号農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による受理について、ご報告いたします。

議案書は38ページから42ページをご覧ください。

今回の受理件数は、4条が2件、5条が12件、合計面積は7,421.01㎡です。内容、転用目的については記載のとおりです。

なお、事業面積が1,000㎡以上で、都市計画法上の開発許可と同日で受理する予定のものは、39ページの4条1番、40ページの5条4番の2件となります。

以上でございます。

会 長 　ただ今、説明がありました報告事項について、ご意見、ご質問等がありましたら承りたいと思います。

会 長 　特に何もありませんので、2. 報告事項の議案審議を終了します。次に、「3. 協議・報告事項等」について、事務局から説明をお願いします。

はじめに「農地利用状況調査結果及び今後の対応」について、説明をお願いします。

(事務局説明)

会 長 　ただ今、説明のありました「農地利用状況調査結果及び今後の対応」について、ご意見、ご質問等がありましたら承りたいと思います。

■ ■ 委 員 　「再生困難と判断された農地」は、農業委員による判断後、事務局で再確認した結果であるということでしょうか。

事 務 局 　はい。農業委員に現地調査していただき、再生困難と判断いただいた土地が153筆あり、それらについて、農用地・集団農地の該当有無、土地改良事業の実施の有無等を勘案し、事務局で再度非農地化の可否を判断させていただいた結果となります。その結果、153筆中の2筆は現時点では非農地化はせず、継続して調査を行わせていただくことといたしました。

■ ■ 委 員 　現地については、事務局も確認しているのですか？

事 務 局 　現地は直接は確認しておりませんが、周囲の状況等を勘案して判断

させていただきます。

■ ■ 委員 了解しました。

会 長 ほかにご意見、ご質問等はございますか。

◇ ◇ 委員 この再生困難と判断された農地は、非農地化されるのですか。

事 務 局 はい。再生困難と判断の農地151筆は、非農地化する方向で進めております。

◇ ◇ 委員 非農地化ということは行政書士等に依頼する手続きもあり、費用もかさむのではないかと思いますか…。

■ ■ 委員 その非農地化の手続きというのは、所有者が希望すれば「できます」という案内になるのですか？それとも、「してください」という案内になるのですか？

事 務 局 「非農地と判断しましたので、手続きしてください」という案内になります。

会 長 つまり、地主や農業委員が協議の上で非農地化の話を進め、本人へ通知するということでしょうか。

事 務 局 会長がおっしゃられたように、この非農地判断は、非農地証明とは異なり、所有者からの申請によるものではなく、農業委員会が客観的に判断を行うものとなります。

この後の流れとしては、所有者に当該地を「非農地と判断しました」という文書を送付させていただき、地目変更等をお願いすることとなります。異議があれば申し立てがありますが、その場合は農地への原状復帰を求めることとなります。

会 長 非農地になるとどういったことが起こるかということについても、併せてご説明願います。

事 務 局 非農地となれば、農地法の適用を受けなくなるため、農地以外として使用する場合、転用許可が不要となり、自由に売買ができます。これが所有者にとってのメリットとなります。

農業委員会では、農地台帳から当該地を除外することとなります。

会 長 そうすると、その土地が荒廃した場合、農地であれば農業委員が指導等を行えますが、そういった干渉はできなくなるということですね。

事 務 局 農地でなくなると、農業委員会の管轄ではなくなります。

◆ ◆ 委 員 管轄が変わるということなのですが、担当部署には農業委員会から通知するのですか。

事 務 局 通知はしておりませんが、まずは、所有者に地目変更をお願いをすることとなりますが、強制力はありません。その後、例えば草付けとなり周囲から苦情があった場合、地目変更がなされていないと、農業委員会がその窓口となりますが、非農地判断をしているため、その対応については他の部署がするということとなります。その対象地が農地か非農地かによって、担当部署が変わるということになります。

会 長 ほかに何かございますか。

会 長 特にないようですので、引き続き事務局は対応をお願いします。  
次に、「令和8年度分 農地賃借料、農作業標準料金」について協議します。  
まず、「農地賃借料」について事務局より説明をお願いします。

(事務局説明)

会 長 ただ今、説明のありました「農地賃借料」について、ご意見、ご質問等がありましたら承りたいと思います。

会 長 特にご意見・ご質問等がないようですので、農地賃借料については、変更案を採用いたします。  
次に、「農作業標準料金」について、協議します。  
「農作業標準料金」について事務局より説明をお願いします。

(事務局説明)

会 長 ただ今、説明のありました「農作業標準料金」について、ご意見、ご質問等がありましたら承りたいと思います。

会 長 特にご意見・ご質問等がないようですので、農作業標準料金については、変更案を採用いたします。事務局は、広報やホームページでの

周知をしてください。

なお、この農作業標準料金はあくまで参考料金となりますので、実際の契約にあたっては、当事者間の協議事項となることをご承知ください。

続いて「令和8年度分 農地の権利移動・転用等の申請期限及び審査等日程表」について説明をお願いします。

(事務局説明)

会 長 　ただ今、説明のありました「農地の権利移動・転用等の申請期限及び審査等日程表」について、ご意見、ご質問等がありましたら承りたいと思います。

会 長 　私からございます。  
許可申請があった際、事務局より農業委員・農地利用最適化推進委員へ現地確認依頼がありますが、農業委員へはタブレットで連絡、推進委員へは郵送で連絡のため、特に週末の木・金曜日あたりの発送だと、土日に配達がないためタイムラグがあり困ります。何とかできないのでしょうか。

事 務 局 　毎月15日（休日の場合は前倒し）の受付締切後の発送になるため、発送日の曜日については月によって変動してしましますが、極力早期に発送できるよう尽力してまいります。

会 長 　それでは、農業委員にはタブレットで先に資料が届きますので、それを元に調査を行ってしまっても良いのでしょうか。

事 務 局 　推進委員もタブレット資料を参照して現地調査していただくことは問題ありません。ただし、現地報告書については紙ベースで推進委員にお送りしておりますので、後日郵送で届いたものをご記載いただく必要はございます。

会 長 　わかりました。

会 長 　ほかに何かございますか。

会 長 　特にないようですので、次年度は、この日程表に従い、審査業務等を行うこととします。

最後に、「令和7年度分 互助会総会の開催及び収支監査の実施」について事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

会 長 　ただ今、説明のありました「互助会総会の開催及び収支監査の実施」について、ご意見、ご質問等がありましたら承りたいと思います。

会 長 　特にご意見・ご質問等がないようですので、互助会については、4月に収支監査を、5月に総会を開催するものとします。

会 長 　次に、4. 事務連絡等について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 　議案第39号審議時に●●委員よりございました、委員の費用弁償に関する質問について回答いたします。

おっしゃられたように、費用弁償は法令等に基づいて支払うこととなりますが、現地調査に係る旅費については、確認が必要ですが、規定がないのではないかと考えております。

また、現地調査は通常業務の範囲内であり、出張命令といったものではないため、その費用については報酬に含まれているという認識です。

● ● 委 員 　今ほどの回答には反論がございます。農業委員会等に関する法律第15条をご参照ください。そちらには報酬及び費用弁償の支給が規定されております。

「富山市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例」は平成17年に制定され、農業委員会も記載されているのに、何故現地調査に係る費用弁償が支給されていないのかと思います。色々な法令を見ても、支給されないと解釈の方が難しいと感じます。支給に係る関係部署もあると思いますので、再度ご確認いただけませんか。私は、現状は違法だと考えております。改めて確認し、正しい法令解釈をしていただきたいと思います。そうしないと、委員の負担は大きすぎると思います。

事 務 局 　富山市には費用弁償に係る内規もございます。すべての旅費が支給できるわけではなく、例えば、片道2km以内のものについては支給できない規定であったと認識しています。自宅から現地調査に行っていた場合の旅費となると、その距離を算定する方法等についても規定がなく、支給は難しいと考えております。

しかし、今回ご質問をいただきましたので、改めて支給の可否等を確認し、報告させていただきたいと思います。

● ● 委員 内規がないから支払えないということなのですが、距離が遠くなれば、当然支給対象となるのですよね。

事務局 その点についても改めて確認が必要ですので、確認後、次回の総会等にて報告させていただきます。

● ● 委員 私は色々な法令を確認した結果、一律に支給しないという解釈はおかしいと思います。支給しないということであれば、理由を明らかにしていただきたいと思います。次回の総会でご回答とのことで、お願いいたします。

事務局 (その他の事務連絡)

会長 それでは、これにて令和7年度第11回富山市農業委員会月次総会を終わらせていただきます。